

特定非営利活動法人

エイジコンサーン・ジャパン（ACJ）

定 款

559-0034

大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパンといい、通称をACJとする。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は 大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国連が制定した、自立、参加、介護、自己実現、尊厳の高齢者原則に基づき、高齢者の様々な要求を実現するため、世界でもっとも早くから高齢者の問題に取り組み、優れた実績を持つ英国最大のチャリティ団体エイジコンサーン・イングランドに学び、その理念、哲学を国内に広めながら、同時に同じ目的を持った産官学の専門家やNGO、NPOと協力して、高齢者の生活や健康、消費や資産管理などの個人的問題から、経済や雇用、権利、環境などの社会的問題まで、高齢者に関するあらゆる問題を包括的に取り組み、高齢者が社会の一員として生き生きと生活し、子供から高齢者まで全ての世代が幸福を共有できる社会の構築を目指す。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため特定非営利活動促進法（以下同法を単に法という）

- 第2条別表1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 同2号 社会教育の推進を図る活動
- 同3号 まちづくりの推進を図る活動
- 同8号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 同9号 国際協力の活動
- 同11号 子どもの健全育成を図る活動
- 同14号 経済活動の活性化を図る活動
- 同15号 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 同16号 消費者の保護を図る活動
- 同17号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

を行う。

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

・特定非営利活動に係る事業

- ① ヘルパー及びボランティアの養成・育成事業
- ② 国内外への体験・交流・学習事業
- ③ 文化行事、シンポジウム、講演会などイベント事業
- ④ 全ての人に参加できる地域活動拠点作り事業
- ⑤ 生涯学習事業
- ⑥ 権利擁護（アドボカシー）事業
- ⑦ 国内外のNGOやNPO等との交流事業
- ⑧ 高齢者や介護者、ボランティアのためのネットワーク事業
- ⑨ 福祉タウン及び福祉施設の企画支援事業
- ⑩ 高齢者や青年の能力開発及び就業支援事業
- ⑪ 福祉用品及び物品の紹介事業
- ⑫ 冊子等の発行及び出版事業
- ⑬ 福祉サービスの第三者評価事業
- ⑭ 認知症高齢者グループホーム外部評価事業
- ⑮ 「介護サービス情報の公表」調査事業
- ⑯ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、年会費を納入することによって会員となることができる。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、もしくは会員である団体が消滅したとき。
- (2) 除名又は退会が認められたとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、理事会において納入の意思がないと判断したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合は、総会において、出席した正会員数の3分の2以上の議決により退会させることができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 法令に違反し、その刑が確定したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事は、理事会が選任する。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事のうち、1人を理事長、他の1乃至数名を副理事長とする。

5 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくはその三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事会の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。但し、議決をする前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を径て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 理事の解任及び報酬
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 理事会から付託された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも会議の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることをできない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名押印しなければならない。

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産・会計および事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画及び予算の追加又は変更)

第40条 事業計画及び予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、活動計算書、貸借対照表を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第7章 事務局・顧問

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(顧問・名誉顧問)

第46条 この法人は顧問及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び名誉顧問は理事会や総会に自由に出席し発言できるが、会の採択や成立上の定数には含まれない。
- 4 顧問及び名誉顧問についての必要事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会においてその出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならぬ。

(残余財産の処分)

第49条 解散後の残余財産の帰属については、特に定めぬ。

第9章 雑則

(公 告)

第50条 この法人の公告は官報により行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員
 - (個人)

年会費	一口	10000	円
-----	----	-------	---
 - (団体)

年会費	一口	50000	円
-----	----	-------	---
 - (2) 賛助会員
 - (個人)

年会費	一口	2000	円
-----	----	------	---
 - (団体)

年会費	一口	10000	円
-----	----	-------	---

ただし、エイジコンサーン・ジャパン設立準備室の会員として既に年会費を納めた者で、本法人の入会を希望した場合、理事会の議決により設立初年度の年会費を減免することができる。

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(1) 理事長

氏名 塚谷 皖子 (英国総領事館 特別顧問、名誉大英勲章MBE)

(2) 副理事長

氏名 石井 守 (社会福祉法人つむぎ福祉会 理事長)

(3) 理事

氏名 川添 義隆 (日本サイン株式会社 顧問)

氏名 本多 利子 (カウンセラー・臨床心理士)

氏名 小林 昭雄 (大阪大学大学院工学研究科 応用生物工学専攻 教授)

氏名 永井 雅明 (株式会社フォープロス 業務部長兼総合相談室長)

氏名 福島 真治 (大阪市市議会議員)

氏名 喜多 元宏 (英国国立ウェールズ大学大学院 プログラムディレクター)

(4) 監事

氏名 北條 慶子 (北條税理士事務所 税理士)

4 この法人の設立当初の顧問及び名誉顧問は第46条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとする。

(1) 名誉顧問

氏名 Sir Julian Ridsdale (リズデル教育財団 理事長)

(2) 顧問

氏名 木村 三郎 (リズデル教育財団 理事)

氏名 谷口 誠 (大阪市立大学教授 大学院理学研究科主任 理学部長 理学博士)

氏名 Mr. Paul Dimond (在フィリピン英国大使)

氏名 Mr. Anthony Cantor (在パラグアイ英国大使)

氏名 山田 尋志 (社会福祉法人 健光園 高齢者福祉総合施設ももやま 園長)

氏名 石橋 民生 (大和ハウス工業 代表取締役副社長)

氏名 北山 廣司 (日本サイン株式会社 代表取締役社長)

氏名 永原 義夫 (王建工業株式会社 取締役社長)

氏名 香川 和志 (香川商事 代表取締役社長)

氏名 金川 宏 (株式会社ロンドン・ティールーム 代表取締役社長)

氏名 岡本 元 (関電産業株式会社 経営企画部 マネジャー)

5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は第37条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。

- 6 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

これは現行定款に相違ありません。

平成26年8月1日

特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン

理事長

塚 谷 暁 子

